報告会社 御中



令和元年度7月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、7月度の受付台数は13,238台で前年同月比112.5%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 神戸市の本庁舎2号館・3号館移転について

神戸市の本庁舎2号館・3号館は、庁舎の再整備に伴い移転いたします。 建築安全課は、 8月19日(月)から三宮国際ビルに移転いたします。

<新住所> 〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5 階

TEL: 078-595-6563 FAX: 078-595-6663

※8月19日業務開始予定ですが、予定のため来庁はお控え願いたいとのことです。

2. 宝塚市へ提出の「要是正の指摘あり」の改善完了報告について

宝塚市の物件で不具合の改善等が有る場合、現行は報告時改善のみ改善後の写真が必要と 案内していましたが、改善完了届をご提出の際も改善後の写真が必要との指導がありました。 改善完了届の提出、報告書の特記事項で改善完了の報告、いずれも改善後の写真を添付願い ます。

3. 定期検査報告書提出手数料の改定について

令和元年 10 月 1 日受付分より、定期検査報告書の提出手数料を改定させていただきますことを、月報(平成 30 年 3 月分)にてご案内しております。

受付はご入金をもって受付としていますので、報告書が9月中に到着していても新料金となる場合がありますのでご注意願います。

4. 近畿ブロックの報告書記載方法改定のご案内について

近畿ブロックにて報告書の記載方法を種々お願いしておりますが、下記 2 点について改定 したくご案内いたします。

(1)戸開走行保護装置認定名称について

メーカーによっては認定名称を型式等も含めすべて記載との要望もあり、統一はしていませんでしたが、「戸開走行保護装置 大臣認定番号: ENNNUN-〇〇〇〇」を今後は標準といたします。(型式等を記載されていても問題はありません)

※その他の大臣認定番号も同様とします。「○○装置 大臣認定番号:□□□・○○○」 (2)所有者・管理者の電話番号について

「固定電話が設置されている場合はその番号を、携帯電話の場合はどこの誰に繋がるか記載願います。」と月報(平成28年11月分)でご案内していましたが、昨今の事情を鑑み、携帯電話の番号のみを記載される場合の「繋がり先の記載」を不要といたします。 ※携帯電話は担当者の変更等、番号が変わることが多いため、報告の際は必ず変更有無を確認してご提出願います。

以上